2024 年度　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

項目	2024 年度の実施計画	具体的対象
看護職員と他職種との業務分担	1.　看護職員の負担の軽減するために、多職種と連携し業務分担を行う • 看護補助者との連携 • 薬剤科との連携 • リハビリとの連携 • ME との連携 • 放射線科との連携 • 総務、医事課との連携 • 医療秘書課との連携	看護多職種会議 ↓ 医師事務作業補助者会議
多様な勤務形態の導入	1.　多様な勤務形態を設けることで、看護職員が仕事と家庭の両立が行えるよう環境を整備する 2.　短時間正規雇用の看護職員の活用 3.　妊娠・子育て中の看護職員の活用 • 院内保育所の整備 ＊夜間保育の実施 ＊日曜・祝日保育の実施 • 妊娠中の職員の時間外労働、夜勤の免除 • 子育て中の職員の時間外労働、夜勤の免除 • 子育て中の職員の短時間労働可（未就学児） • 子１人につき年５日、看護休暇の取得可（小学校就学始期の子に限る） • 要介護状態にある家族１人につき年５日、介護休暇の取得可 • 要介護状態にある家族がいる職員の時間外労働、夜勤の免除 • 育児休業、介護休業の取得可 • 半日単位での公休の取得可 • 半日単位での有給休暇の取得可 • フレックス勤務のフレキシブルな対応 • 多部署への配置転換あり • ＊妊娠中の職員や育休明けの職員については希望により配置転換の実施	人事担当 勤務医業務改善委員会で検討 総務課と連携 幹部会・部署・総務と連携 ↓ 意識調査実施 復帰時面談 総務課・事務長と協議意向調査実施
看護職員雇用	• 短時間雇用の継続 • 夜勤専従の確保	
看護職員の勤務時間の把握	1.　勤務時間の把握 • 勤務状況と看護量を把握し必要に応じて応援体制を発動する • 勤務と勤務の間は 12 時間以上あける • 一般職の連続勤務日数は 5 日を上限とする 2.　交代の夜勤に係わる配慮 • 夜勤の継続回数は 2 回連続を上限とする • 連続夜勤をした場合はその後の勤務を 48 時間以上空けるように配慮する	ベッド会議にて調整 勤務表作成基準に則る ↓ 部署・総務課と連携 看護部管理会で協議
その他	1.　業務量に応じて看護単位間での人員調整を行う ※人員の調整は看護部長が行う 2.　有給休暇取得のための業務分担（業務改善による） 3.　ノー残業デーの実施（残業時間軽減） 4.　時間内研修会の開催推進	毎朝ベッドコントロール会議 看護管理会で協議 部署 ↓ 看護管理会で検討

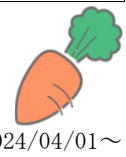

2024/04/01～